

# 過疎地域等における公立学校施設の現状 及び課題への対応について



平成20年9月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 学校耐震化等の安全・安心な施設環境の構築

## 耐震化

公立小中学校

- ・耐震診断実施率 93.8%
- ・耐震化率 62.3%(昨年度58.6%)  
(H20.4.1現在)

今後、約4万8千棟の耐震化が必要

そのうち、地震により倒壊等の危険性が高い学校施設(Is値0.3未満)が約1万棟あると推計

このような現状を受け

**Is値0.3未満(倒壊等の危険性高い) (約1万棟)**

→今後5年を目途に耐震化(5年間のうちできる限り早期の耐震化を市町村に要請)(生活安心プロジェクト、教育振興基本計画等)《重点的に国庫補助》

**Is値0.3以上(倒壊等の危険性有り) (約3万8千棟)**

→速やかに耐震化を推進 《市町村の要望に応じ国庫補助》

**地震防災対策特別措置法の改正等により講じた加速策(平成20年6月)**

- ①Is値0.3未満の施設の耐震化への国庫補助率の引き上げ、地方財政措置の拡充
- ②耐震診断の実施と、診断結果の公表を義務づけ
- ③技術者の確保

## 基本的教育条件整備

- 学校統合に伴う施設整備
- エコスクールや屋外教育環境の整備、木材利用の推進
- 児童・生徒急増地域における教室不足への対応
- 特別支援学校の児童・生徒増に伴う狭隘化への対応
- 体育施設、学校給食施設、高校の産業教育施設の整備

## 老朽化への対応

- 耐震補強とあわせた大規模改造を推進
- 老朽化した校舎等の改築(建て替え)

## 安全性の確保

- アスベスト対策、学校施設の安全対策、バリアフリー化
- 食の安全の確保(学校給食施設のドライ化)

「安心実現のための緊急総合対策」、平成20年度補正予算案、平成21年度概算要求における公立学校施設助成の拡充

①Is値0.3未満の施設の耐震化事業加速化

②Is値0.3以上の施設の耐震化

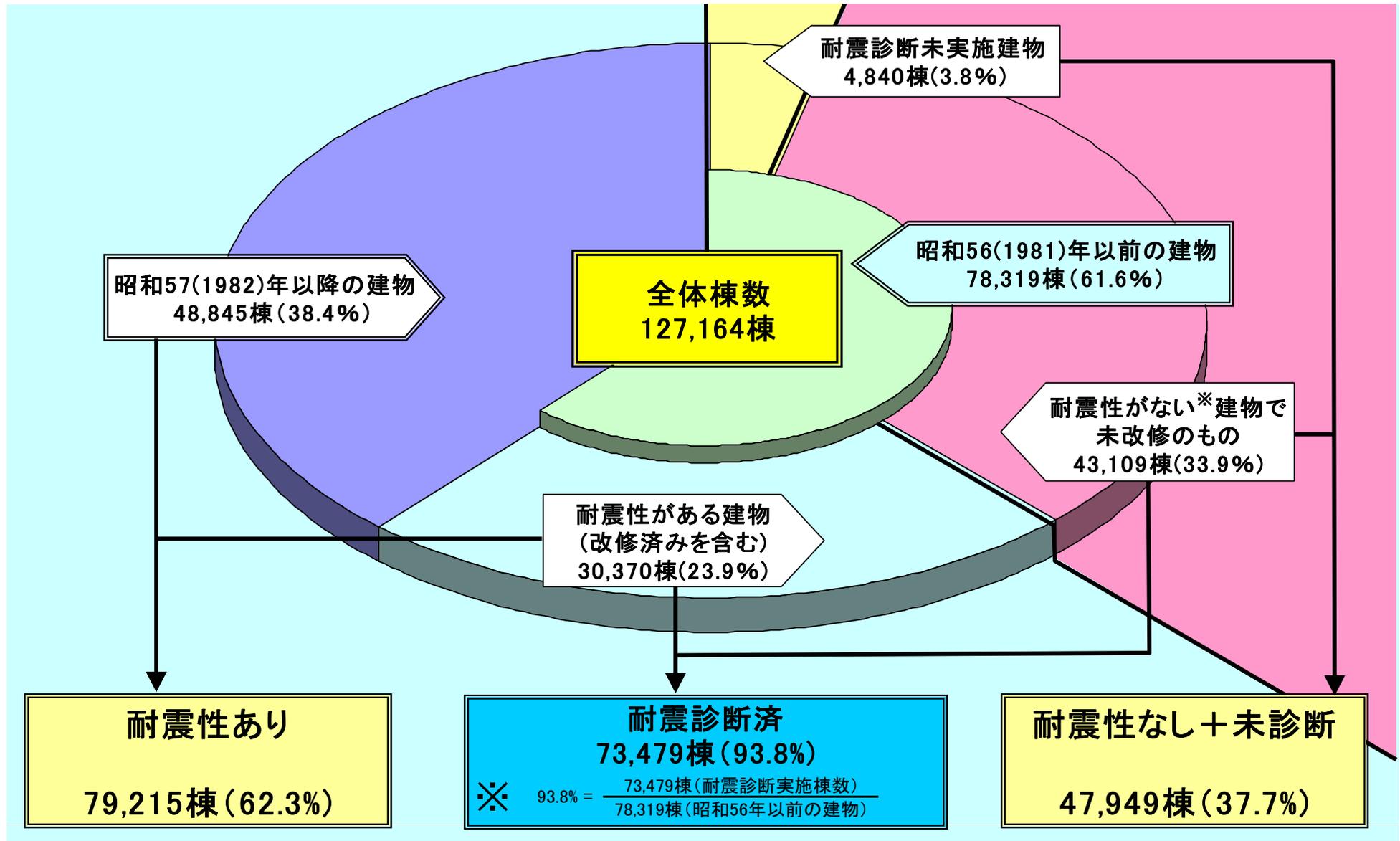
(天井材や照明器具の落下、ガラス飛散防止のための改修もあわせて推進)

③学校統合に伴う新增築

④エコスクール等の整備、木材利用の推進



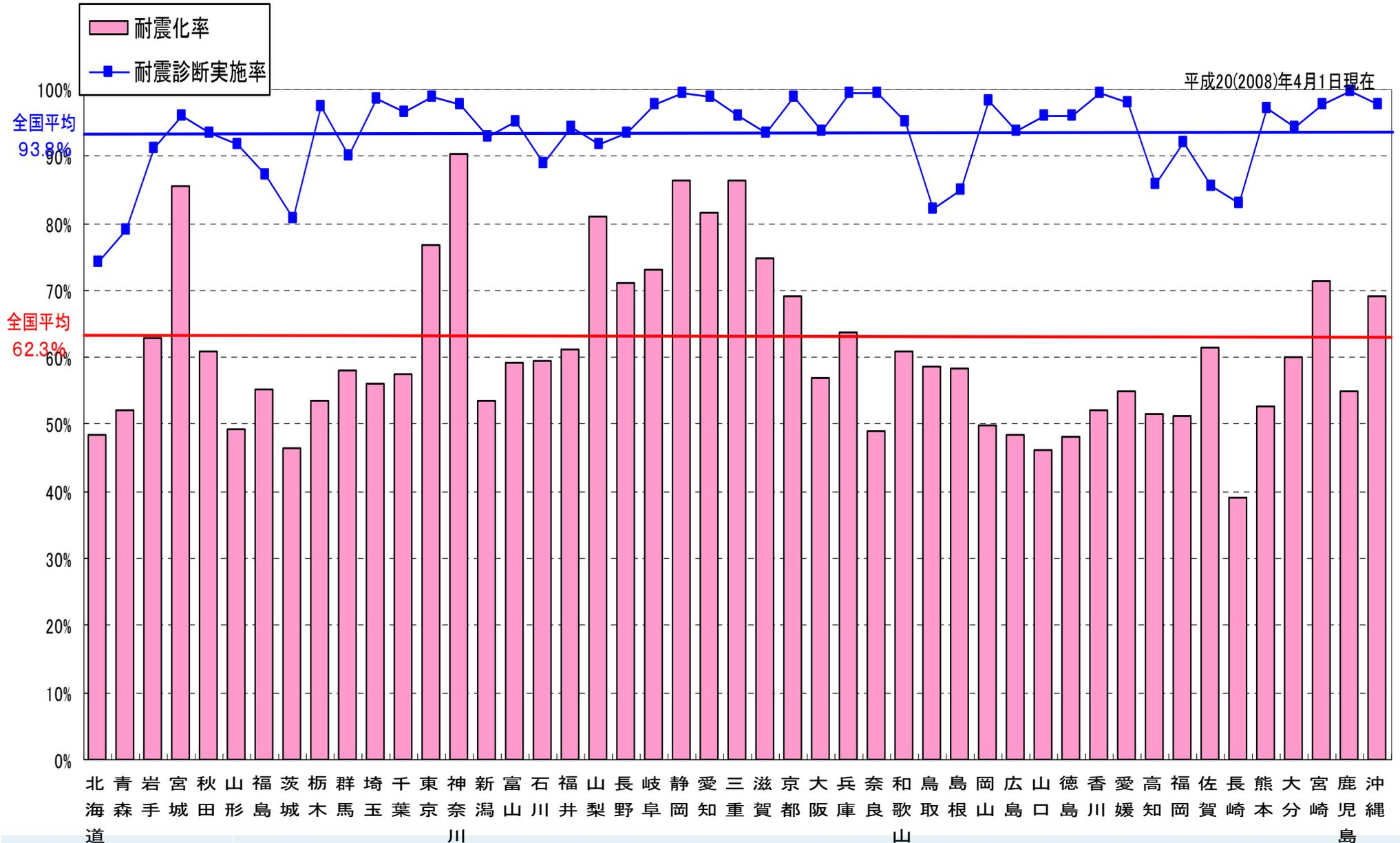
# 平成20年度 耐震改修状況調査の結果①



※耐震性が確認されていない建物を含む。



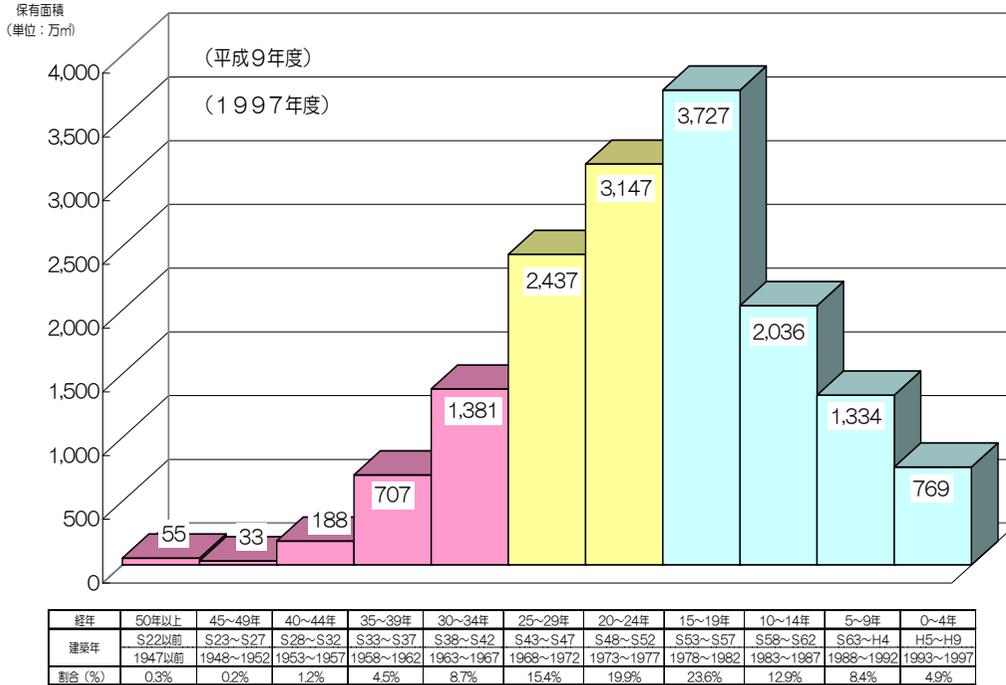
# 平成20年度 耐震改修状況調査の結果②



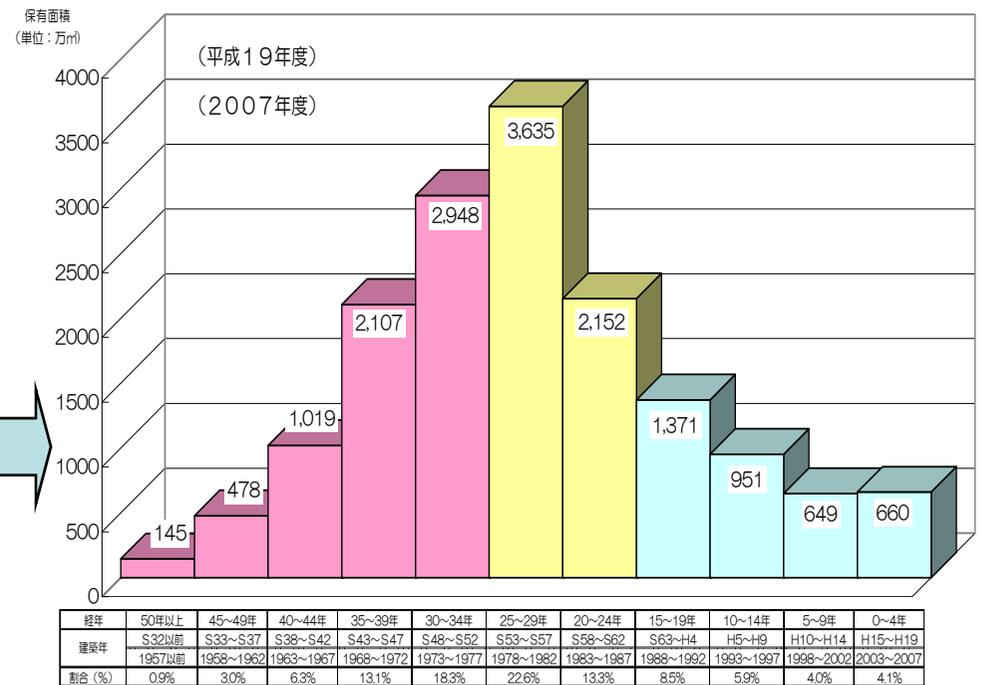
# 公立学校施設の老朽状況の深刻化

建築後30年以上の面積が約4割 → 近い将来膨大な量の整備需要が発生

公立小中学校非木造建物の経年別保有面積<全国>  
(校舎・屋体・寄宿舎の計)



公立小中学校非木造建物の経年別保有面積<全国>  
(校舎・屋体・寄宿舎の計)



経過年数	平成9年度 (1997年度)		平成19年度 (2007年度)		面積割合 (②/①)
	保有面積① (万㎡)	割合 (%)	保有面積② (万㎡)	割合 (%)	
	30年以上 (a)	2,364	14.9	6,697	
20~29年 (b)	5,584	35.3	5,787	35.9	1.0倍
20年以上の小計 (a+b)	7,948	50.2	12,484	77.5	1.6倍
20年未満 (c)	7,866	49.8	3,631	22.5	0.5倍
合計 (a+b+c)	15,814	100.0	16,115	100.0	1.0倍



# 公立学校施設整備事業の概要

## 主な国庫補助事業

事業名	補助割合	事業内容
新增築	1／2	学校統合に伴い新しく建設又は増築 教室不足を解消するため校舎等を新しく建設又は増築
改築	1／3 1／2(嵩上げ※ア)	老朽化した学校校舎等又はIs値0.3未満の校舎等を建て替え ※ア Is値0.3未満のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
地震補強	1／2(嵩上げ) 2／3(嵩上げ※イ)	耐震性のない建物を、建て替えずに構造上補強 ※イ Is値0.3未満のもの
大規模改造	1／3	老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに、大規模な内外装の模様替えや用途変更。

山村地域・**過疎地域**等の特別地域については、**補助割合の嵩上げ**措置がある



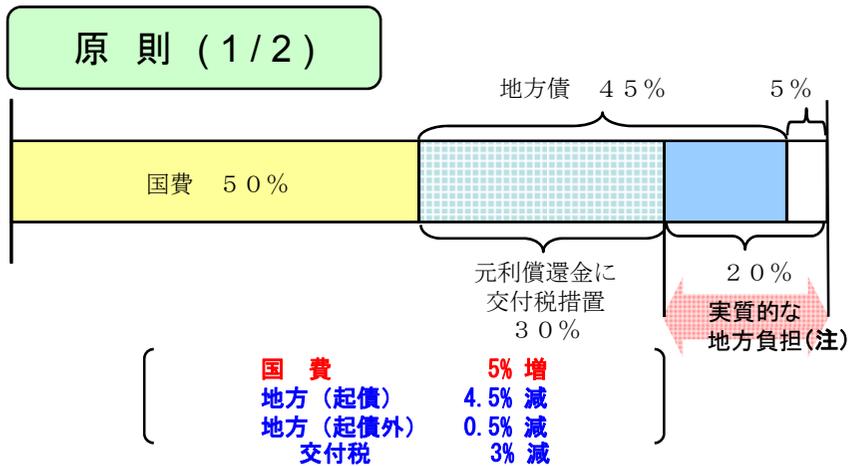
# 過疎地域における国の負担・算定割合の特例

事業内容	原則の補助率	過疎地域の補助率
統合に伴う校舎等の新增築	1/2	5.5/10
統合に伴う教職員住宅の建設	1/2	5.5/10
校舎等の改築	1/3	5.5/10

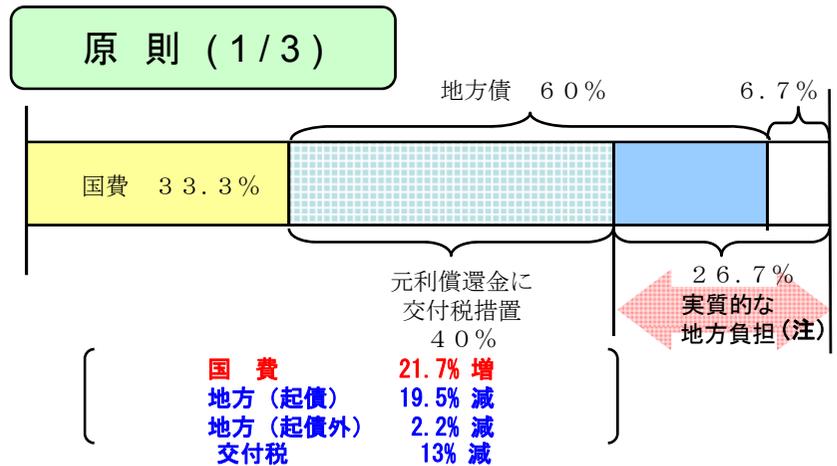


# 過疎地域における施設整備事業の財源内訳①

○ 新增築事業(学校統合に伴うもの)の財源内訳

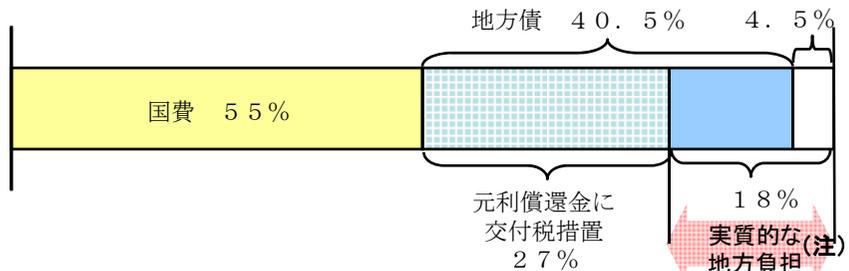


○ 改築事業の財源内訳

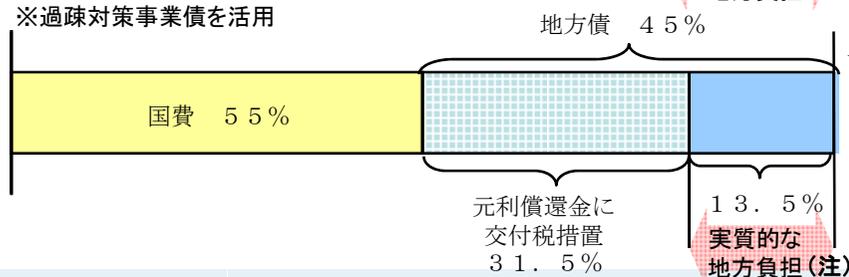


**過疎地域 (5.5/10)** (過疎法第10条)

※学校教育施設等整備事業債及び財源対策債を活用

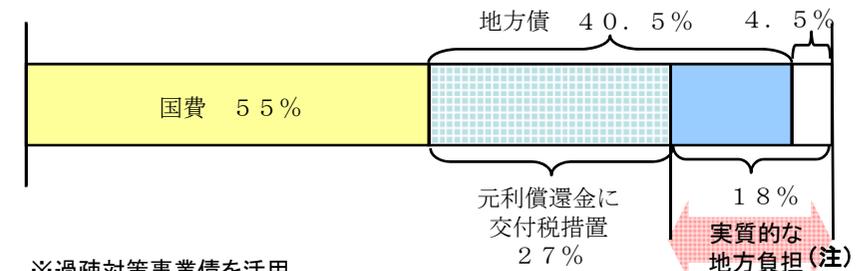


※過疎対策事業債を活用

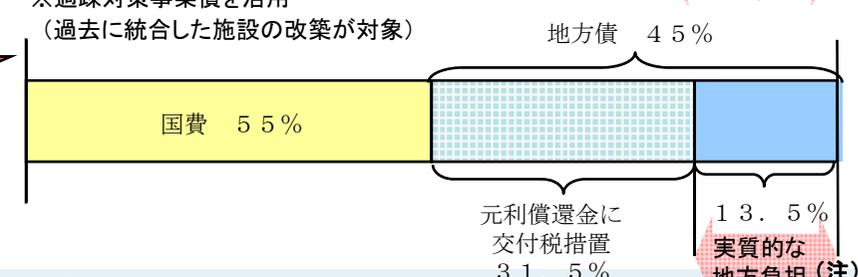


**過疎地域 (5.5/10)** (安全・安心な学校づくり交付金交付要綱)

※学校教育施設等整備事業債及び財源対策債を活用



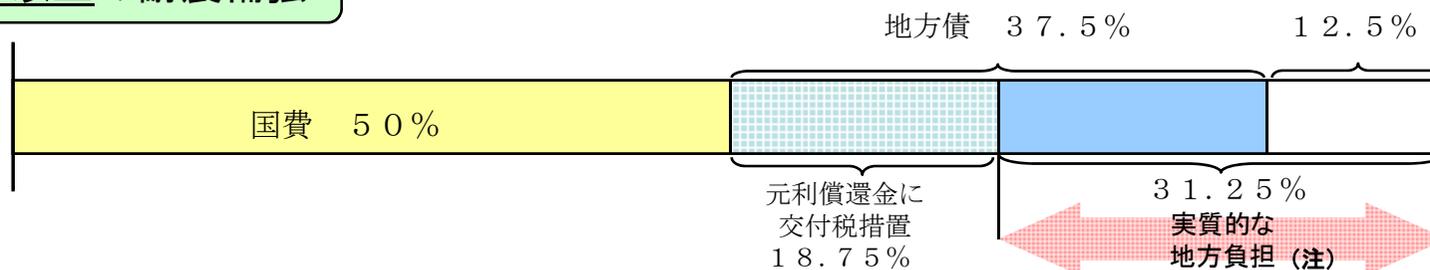
※過疎対策事業債を活用  
(過去に統合した施設の改築が対象)



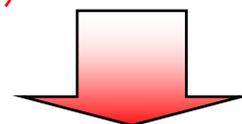
# 過疎地域における施設整備事業の財源内訳②

## ○補強事業の財源内訳

### Is値0.3以上の耐震補強

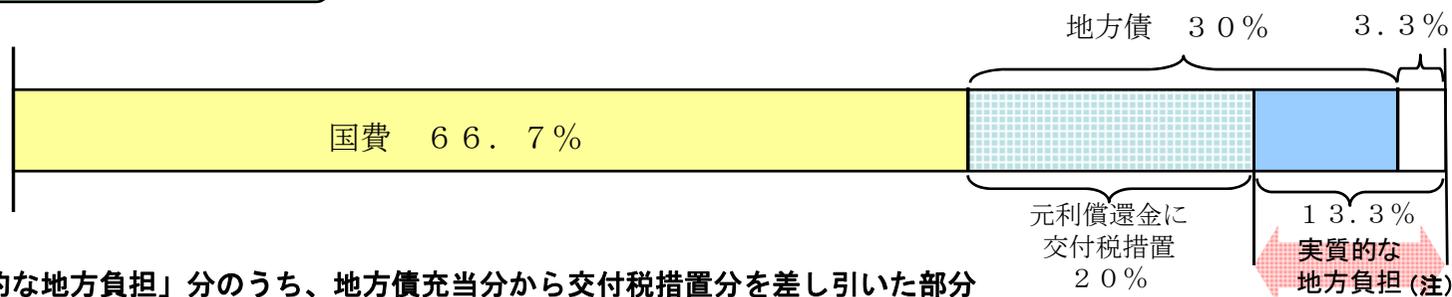


地震防災対策特別措置法改正(平成20年6月18日施行)  
により、国庫補助嵩上げ



国費	16.7% 増
地方(起債)	7.5% 減
地方(起債外)	9.2% 減
交付税	1.25% 増

### Is値0.3未満の耐震補強



(注) 「実質的な地方負担」分のうち、地方債充当分から交付税措置分を差し引いた部分  
については、単位費用により措置される

# 過疎地域における国庫補助の特例の実績

## ○学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築

(過疎法第10条)

(原則 1/2 → 過疎地域 5.5/10)

年度	箇所数 (箇所)	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平成12年度	15	5,856,213	3,220,907
平成13年度	20	9,034,061	4,968,723
平成14年度	35	14,752,969	8,114,112
平成15年度	28	12,909,021	7,099,945
平成16年度	37	13,617,706	7,489,713
平成17年度	21	5,391,103	2,965,098
平成18年度	21	5,236,597	2,880,117
平成19年度	25	12,978,443	7,138,126

(備考)実績には、補正予算分を含む。

## ○学校統合に伴う教職員住宅の建設

(過疎法第11条)

(原則 1/2 → 過疎地域 5.5/10)

年度	箇所数 (箇所)	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平成12年度	0	0	0
平成13年度	0	0	0
平成14年度	3	44,415	24,427
平成15年度	0	0	0
平成16年度	0	0	0
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	1	—	—

(備考)実績には、補正予算分を含む。

※平成18年度からの安全・安心な学校づくり交付金化に伴い、個別事業毎の額の算出はできない。

※学校統合を伴わない教職員住宅の建設についても、交付金により国庫補助(1/2)を行っている。

## ○小中学校の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築

(安全・安心な学校づくり交付金交付要綱)

(原則 1/3 → 過疎地域 5.5/10)

年度	箇所数 (箇所)	事業費 (千円)	国庫補助金 (千円)
平成12年度	87	14,945,705	4,169,363
平成13年度	139	22,352,199	6,543,563
平成14年度	118	22,259,047	6,924,884
平成15年度	104	21,685,566	6,018,852
平成16年度	112	16,544,774	4,079,151
平成17年度	126	22,640,293	6,166,095
平成18年度	114	—	—
平成19年度	183	—	—

(備考)実績には、補正予算分を含む。

※平成18年度からの安全・安心な学校づくり交付金化に伴い、個別事業毎の額の算出はできない。

## ○学校統合に伴う寄宿舎の新增築

(安全・安心な学校づくり交付金交付要綱)

(原則 1/2 → 過疎地域 5.5/10)

※平成12年度以降、補助実績なし。



# 公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化①

国庫補助を受けて建設された建物等を学校以外に転用したり、売却する場合は、原則として補助金相当額の納付などにより文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続が必要。

根拠:『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』第22条

## 問題点

- 遊休施設を有効活用できない
- 民間事業者による廃校校舎を有効活用した地域活性化ができない
- 廃校校舎の有効活用ができないため、学校統合の支障となる
- 数年後に学校統合や廃校の可能性があると、耐震補強や大規模改造が実施できない

財産処分手続の**大幅な弾力化**を図り、ほとんどのケースにおいて**国庫納付金を免除**

廃校校舎等の有効活用が図られるため、地域活性化、学校統合、耐震化等の推進に資する



# 公立学校施設の財産処分手続の大幅な弾力化②

以下の条件のいずれかを満たせば**国庫納付金を免除**（平成20年6月より）

国庫補助事業完了後**10年以上経過した建物等**を

- ①**無償**により転用・貸与・譲渡・取壊し（**相手先を問わない**）＜報告で可＞
- ②国庫納付金相当額以上を**学校施設整備のための基金**に積み立てた上で、民間事業者等へ**有償**により貸与・譲渡

国庫補助事業完了後**10年未満の建物等**を

- ①**耐震補強事業**又は**大規模改造事業**（石綿及びPCB対策工事に限る。）を実施した建物を**無償**により転用・貸与・譲渡・取壊し
- ②大規模改造事業（上記①を除く。）で、**国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等と併行して**やむを得ず行う**無償**による転用・貸与・譲渡・取壊し
- ③**地域再生計画**、**市町村合併**により、**学校統合等**を行う場合に、**無償**により転用・貸与等
- ④**災害等**により取壊し等 ＜報告で可＞



# 過疎地域における廃校活用事例

## ＜北海道利尻富士町＞ミネラルウォータープラント事業

地元民間事業者と行政が連携し、利尻島の伏流水をミネラルウォーターとして商品化するための工場として廃校校舎を活用している事例

旧学校名：利尻富士町立雄忠志内（おちゅうしない）小学校  
（平成11年廃校）



## ＜徳島県上勝町＞上勝町営複合住宅

廃校校舎をU・Iターン者のための町営住宅として活用している事例

旧学校名：上勝町立福原小学校（平成11年廃校）



## ＜長崎県小値賀町＞野崎島自然学塾村

廃校となった分校の施設を、周囲の豊かな自然環境を活かした、自然体験のための拠点たる体験型宿泊施設として活用している事例

旧学校名：小値賀町立小値賀小学校野崎分校  
小値賀町立小値賀中学校野崎分校  
（昭和60年廃校）

